

2019年度(令和元年度)公益社団法人肝属郡医師会事業報告

1 はじめに

今日の社会経済情勢は、政府が公表した令和元年度の経済動向によると、日本経済は内需を中心に緩やかに回復しており、令和元年10月からの消費税率の引き上げによる影響も軽減税率制度等の各種対応策が実施され、徐々に和らぎ、今後も緩やかな回復が続くことが期待されるとされていたが、令和2年1月に国内でも発生した新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、医療機関等はその対応策に追われ、この感染症の影響により、地域経済及び医療機関の経営環境は厳しい状況となっている。

一方、医療を取り巻く社会環境は、急速に進展する少子高齢化や人口減少など多くの課題を抱えており、特に地域においては、医師不足、医師の診療科・地域偏在、看護師不足等の課題は依然として改善は見られず山積しており、当医師会管内の医療機関の運営は厳しい状況にある。

当医師会においても、A会員(開業医)は平成25年度の新公益法人移行時の15名から3名減少し、令和2年度当初には12名となり、また、B会員(勤務医)も新公益法人移行時の23名から21名に減少してきており、当医師会管内の地域医療の確保及び各医療機関の経営環境は厳しい状況にある。

こうした状況の中で、2019年度(令和元年度)は、当医師会の南隅地区においては、前年度に引き続き錦江町及び南大隅町の委託を受け、肝属郡医師会立病院において在宅医療介護連携推進事業及び認知症初期集中支援事業に取り組み医療機関とサービス事業者等の関係者の連携の推進や他職種間の連携による支援体制の構築を図ったほか、医師会立病院の老朽化の問題や今後の医師会立病院の運営体制等について、行政(錦江町、南大隅町)と連携した協議の場を設置し検討を進めているところである。また、垂水地区においても、前年度に引き続き垂水市の委託を受け、垂水中央病院において在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、地域における医療・介護関係者との在宅医療の連携・推進を図ったところである。

また、当医師会は、垂水市における地域包括ケア体制の在宅事業の推進を図るため、垂水市が支援する訪問看護ステーションを当医師会の直営で平成29年3月1日から運営を開始し、平成30年度からは訪問リハを導入し、訪問看護事業に取り組んでいるが、事業運営は厳しい状況にあり、令和元年度も垂水市からの運営費補助金により収支均衡を図ったところである。引き続き垂水中央病院及び会員医療機関との連携を強化し、早期に収支均衡のとれた事業運営を図ることとしている。

当医師会は、公益法人制度改革により平成25年4月1日から特例民法法人としての社団法人から公益社団法人へ移行して7年を経過し、令和元年度は、当医師会が運営する8事業(病院運営事業2、老健運営事業2、居宅運営事業2、訪問看護ST事業、医師会運営事業)において、公益目的事業の充実と、その他・収益事業(患者外(職員)給食運営事業、保育所運営事業、室料差額料等)の収支改善を図り、法人税の非課税組織として適正な法人・施設運営に努め、公益法人としての基盤の確立を図ったところである。

今日の医療をとりまく環境は、あらゆる分野において難問・難題が山積しており、当医師会としても諸問題の解決のため、役員・会員が一致結束して連携を図り、共通認識を持って、医師会事業、各病院・施設の健全な事業運営を図ると共に、医師会活動に積極的に参画して地域の医療の確保を図っていく必要がある。

2 公益法人の運営

当医師会は、令和元年度は前年度に引き続き公益法人制度に適した関係規程等の整備を行い、公益法人会計基準に基づく会計処理、事務手続き等について管理者等決裁や証拠書類の整備など充実を図り、公益法人としての適正な法人・施設運営に努め、その基盤の確立を図ったところである。

当医師会が実施している病院・施設における患者外(職員等)給食運営事業、保育所運営事業及び病院・施設の室料差額料は、公益法人会計においては、その他・収益事業に位置づけられ、その他・収益事業会計の利益の50%以上を公益目的事業に繰り入れ、公益目的事業の充実を図ることされている。当医師会においては職員給食・保育所運営事業の黒字化は厳しい状況にあるが、病院・施設の室料差額料等の収益の確保に努めた結果、令和元年度決算では、その他・収益事業を実施する全事業所において黒字化を達成し、その利益額の50%を公益目的事業に繰り入れたところである。

今後とも、その他・収益事業の更なる収支改善を図り、公益目的事業への繰入により、経営の安定化を図ることとしている。

会員、病院長、施設長、職員等においては、法人税の非課税組織としての公益目的事業を実施する公益法人の運営について、更なる理解と協力をお願いしたい。

3 会員の動向

会員の動向については、令和元年度は平成31年4月1日付けでB会員の入会が1名あったので、年度当初は35名（A会員13名、B会員22名）でスタートしたが、年度途中でB会員が2名退会し、令和元年度末現在では33名（A会員13名、B会員20名）となった。

また、令和2年3月31日付けで退会されたB会員が2名、令和2年4月1日付けで入会されたB会員が3名で、令和2年4月1日からA会員1名が診療所を廃止しC会員へ異動したことにより、令和2年度当初では34名（A会員12名、B会員21名、C会員1名）となった。

4 医師会活動

理事会は毎月定例の12回開催した。会議では、予算・決算、事業計画（報告）の審議の他、各施設の運営や規程整備などをはじめ地域における医師会活動などの協議を行った。

総会は、平成31年4月22日に臨時総会を開催し、当医師会定款の一部改正案等の審議を行い承認したほか、令和元年度の事業計画及び収支予算の報告を行った。また、令和元年5月31日に定例総会を開催し、平成30年度決算及び事業報告の審議を行い承認した。

特定健診・保健指導事業については、会員の理解と協力を得て円滑に実施された。

生涯教育の推進については、4医師会持ち回りで学術講演会が定期的で開催され、令和元年度は38回開催され当医師会会員も多数参加した。その他、県医師会等が主催する研修会等をテレビ会議で垂水中央病院に令和2年2月中旬まで21回中継し、医療安全講習会、かかりつけ医研修会、産業医研修会等を開催するなど医療従事者の質の向上を図った。（新型コロナウイルス感染症の発生により令和2年2月下旬以降の研修会6回は中止となった。）

地域の医療保健福祉に関する医師会活動としては、地域住民健診や在宅当番医、介護保険認定審査会委員並びに各種委員会への活動参加、総合防災訓練における救急救護訓練等への参加など地域住民の間に浸透する医師会活動等を行なった。

また、垂水地区では、毎月1回垂水医師班例会を開催し、医師班例会の後に垂水市立医療センター運営委員会を開催し、行政との情報の連携、病院・施設運営について協議を行った。南隅地区においても、行政との情報の連携、病院・施設運営について協議を行い、会員が情報を共有して地域医療の円滑な推進を図ったところである。

郡医師会においては、地域の医療の確保を図るため、郡医師会が経営する各病院・施設において、会員の連携強化を図り、院長、施設長をはじめ各病院・施設の職員が健全経営を目指して努力され、一定の成果が上がっているところであり、会員の先生方を初め各病院・施設の職員の労苦に対し感謝する次第である。

5 公益社団法人肝属郡医師会運営事業の令和元年度決算概要

肝属郡医師会は、公益法人として公益法人会計基準に基づく会計処理により決算整理を行った。医師会運営事業の令和元年度の決算概要は次の通り

(1) 医師会事務局運営事業

① 経常収益 25,861,891 円

（公益目的事業会計 16,573,690 円、その他・収益事業等会計 66,220 円、法人会計(管理費)9,221,981 円）

事業収入は、会費、補助金（救急輪番制補助金・在宅当番補助金）、受託金、各施設からの負担金が主な収入であるが、特に医師会が錦江町・南大隅町から委託を受けて実施する特定健診の保健予防活動受託金は13,375,690円を収益で受け入れた。

② 経常費用 25,576,501 円

（公益目的事業会計 16,467,648 円、その他・収益事業等会計 60,794 円、法人会計(管理費)9,048,059 円）

事業に要する費用は、総会・理事会経費、事務局職員人件費、在宅当番・救急輪番制の医師の報酬、特定健診の検査委託費、医師会報印刷費、救急医療訓練事業費等の経費を支出した。

③ 公益目的事業の収支相償及び公益目的事業比率

医師会運営事業の公益法人の認定要件となっている公益目的事業の収支相償については、経常収益16,573,690円、経常費用16,467,648円で当期経常増減額106,042円の黒字決算となったが、その他・収益事業等会計から繰り入れた他会計振替額2,700円を合算した当期一般正味財産増減額は108,742円となった。黒字額については、次年度の医師会事務局運営経費に充当する計画である。

また、公益目的事業比率については、公益目的事業会計の事業費（16,467,648円）が医師会運営事業費合計（25,576,501円）の64.38%となっており、認定基準の50%以上を達成している。

その他・収益事業は、会員へのカルテ販売等について、事業経常収益 66,220 円、経常費用 60,794 円で 5,426 円の黒字決算となったが、黒字額については公益法人会計基準に基づき利益額の 50%(2,700 円)を公益目的事業に繰り入れ、次年度の医師会事務局運営経費に充当する計画である。

(2) 医師会運営事業全体 (病院 2、老健 2、居宅 2、訪問看護 ST 1、事務局：計 8 事業)

(i 医師会事務局運営事業、ii 垂水市立医療センター垂水中央病院運営事業、iii 介護老人保健施設コスモス苑運営事業、iv 居宅介護支援事業所コスモス苑、v 肝属郡医師会立病院運営事業、vi 介護老人保健施設みなみかぜ運営事業、vii 居宅介護支援事業所みなみかぜ運営事業、viii 肝属郡医師会立訪問看護ステーション運営事業)

(I 一般正味財産増減の部)

① 経常収益 5,240,339,103 円

(公益目的事業会計 5,166,307,747 円、その他・収益事業等会計 64,809,375 円、法人会計(管理費)9,221,981 円)
主な事業収入として、各病院・施設の診療報酬・介護報酬収入、垂水市交付金・受託金収入、補助金等を収入で受け入れた。

なお、訪問看護ステーションが垂水市から受け入れた令和元年度運営費補助金 (1,104,020 円) により購入した訪問車両(軽自動車 1 台) 891,25 円については、公益法人会計基準に基づき、指定正味財産に計上し、残額の 212,395 円は一般正味財産に計上した。

② 経常費用 5,314,399,296 円

(公益目的事業会計 5,258,203,570 円、その他・収益事業等会計 41,169,450 円、法人会計(管理費)15,026,276 円)
主な事業に要する経費として、各病院・施設の人件費、材料費、業務委託料、運営経費等を費用で支出した。

また、訪問看護ステーション事業で指定正味財産に計上した垂水市からの補助金により資産購入した車両、医療器械及びパソコンの令和元年度に発生した減価償却費 (994,737 円) については、公益法人会計基準に基づき、一般正味財産へ振替計上した。

③ 公益目的事業の収支相償及び公益目的事業比率

医師会が実施する 8 事業全体の運営における公益法人の認定要件となっている公益目的事業の収支相償については、医師会全体の公益目的事業の経常収益 5,166,307,747 円、経常費用 5,258,203,570 円で当期経常増減額が▲91,895,823 円の赤字決算となったが、当期に発生した経常外増減額 (1,068,343 円) とその他・収益事業等会計の他会計振替額 (11,761,595 円) を繰り入れ、当期一般正味財産増減額は▲79,065,885 円で、収支相償の要件を満たしている。

この当期一般正味財産増減額が約▲79,065,885 千円の赤字額を計上した主な理由は、地域の人口減少等に伴い年々患者数・入所者数等が減少していることにより、診療収益・介護報酬等が減少していることによるものと思料される。

医師会全体では赤字であるが、黒字決算となった施設等においては、施設等の老朽化対策としての次年度の運営経費等に充当する計画である。

また、公益目的事業比率については、公益目的事業の事業費 (5,258,203,570 円) が医師会運営事業費合計 (5,314,399,296 円) の 98.9% となっており、認定基準の 50% 以上を達成している。

その他・収益事業については、保育所運営事業、患者外 (職員) 給食事業、室料差額料、会員へのカルテ販売事業等が主な事業で、経常収益 64,809,375 円、経常費用 41,169,450 円で当期経常増減額が 23,639,925 円で黒字を計上し、また、当期に発生した経常外収支はなく当期の利益額は 23,639,925 円の黒字決算となったので、公益法人会計基準に基づき利益額の 50%(11,761,595 円)を公益目的事業会計に繰り入れた。

また、法人会計 (管理費) については、収益の財源がなく公益法人移行当初から赤字運営となっていることから、平成 30 年度から公益法人会計基準に基づき、その他・収益事業等会計から公益目的事業会計への振替後の残額から当年度の赤字額の範囲内で振り替えることとし、令和元年度は、医師会全体で 4,170,000 円を法人会計 (管理費) へ繰り入れた。

その他・収益事業会計においては、当期経常増減額が前年度より医師会全体で約 2,929 千円の減額となった。これにより、その他・収益事業から公益目的事業への繰り入れ額も前年度より約 1,471 千円の減額となった。

(II 指定正味財産増減の部)

指定正味財産増減の部は、訪問看護ステーション運営事業の公益目的事業会計の訪問車両資産購入のための垂水市からの運営費補助金 891,625 円と指定正味財産資産の減価償却費に係る一般正味財産への振替額 994,737 円で、当期指定正味財産増減額は▲103,112 円である。

(3) 医師会運営の事務局・各病院・施設の令和元年度決算の当期経常増減額及び他会計振替後の当期一般正味財産増減額は、以下の通り。

肝属郡医師会（事務局）運営事業の当期経常増減額は、公益目的事業会計で106,042円、その他・収益事業等会計で5,426円、法人会計（管理費）で173,922円、計285,390円の黒字決算で、当期に発生した経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は285,390円の黒字決算となった。

肝属郡医師会立病院の当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲67,071,744円、その他・収益事業等会計で8,936,908円、法人会計（管理費）で▲1,124,827円、計▲59,259,663円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額（▲1,464,222円）を合算した当期一般正味財産増減額は▲60,723,885円の赤字決算となった。

垂水中央病院の当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲10,511,141円、その他・収益事業等会計11,519,745円、法人会計（管理費）で▲3,598,858円、計▲2,590,254円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額（2,590,254円）を合算した当期一般正味財産増減額は±0円決算となった。

老健みなみかぜの当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲7,469,198円、その他・収益事業等会計で217,670円、法人会計（管理費）で▲190,933円、計▲7,442,461円で、当期に発生した経常外増減額（▲57,688円）を合算した当期一般正味財産増減額は▲7,500,149円の赤字決算となった。

老健コスモス苑の当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲1,965,973円、その他・収益事業等会計で2,960,176円、法人会計（管理費）で▲994,203円、計±0円で、当期に発生した経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は±0円決算となった。

指定居宅みなみかぜの当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲3,224,743円、その他・収益事業等会計はなし、法人会計（管理費）で▲4,885円、計▲3,229,628円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額（▲1円）を合算した当期一般正味財産増減額は▲3,229,629円の赤字決算となった。

指定居宅コスモス苑の当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲1,816,615円、その他・収益事業等会計はなし、法人会計（管理費）で▲6,962円、計▲1,823,577円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は▲1,823,577円の赤字決算となった。

訪問看護ステーション運営事業の当期経常増減額は、公益目的事業会計で57,549円、その他・収益事業等会計はなし、法人会計（管理費）で▲57,549円、計±0円の決算となったが、これは事業運営費の実質赤字相当額の一般正味財産赤字額（212,395円）を垂水市からの運営費補助金により補填したことによるものである。

令和元年度は、事業運営費の実質赤字相当額を垂水市からの運営費補助金により補填したことから、当期一般正味財産増減額（収支差）は±0千円の決算となった。

肝属郡医師会運営事業（8事業）全体の当期経常増減額では、公益目的事業会計で▲91,895,823円、その他・収益事業等会計で23,639,925円、法人会計（管理費）で▲5,804,295円、計▲74,060,193円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額（1,068,343円）を合算した当期一般正味財産増減額では▲72,991,850円の赤字決算となった。

6 終わりに

当医師会は、特例民法法人から新公益法人へ移行してから7年を経過し、法人税の非課税組織としての職員の意識改革を含め、新公益法人会計基準に基づく適正な会計処理の確立及び財務3基準、特に収支相償の達成に向けて取り組み、運営体制の充実を図り、着実に成果が上がってきているところである。

また、当医師会が運営する各施設においても、院長・施設長、職員が一体となり、医師不足等の影響を受けながらも最大限の努力を尽くされ、経営の安定化に向けて取り組まれていることに、感謝の念に堪えない。

各会員は、これまで以上に相互間の連携を深め、医師会運営事業や医師会運営の各病院・施設が健全な運営ができるよう積極的な取り組みをお願いします。

今後とも厳しい医療情勢となることが予想されるが、医師会職員は、地域住民にとっては地域の中核施設である医師会運営の病院・施設に勤務していることに使命感を持って、更なる運営体制の充実に向けて、今まで以上の経営の工夫と努力をお願いしたい。